

(様式1)

特記仕様書

1 業務名 都市計画区域MP・区域区分見直し業務委託

2 業務の目的

本業務は、都市計画法第6条の2に基づき、県内の都市計画区域のうち線引き都市計画区域（県北、県中、会津都市計画区域）に関して定めている都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針（都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マスタープラン」という。）及び区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）について、都市計画基礎調査の結果や、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な見直し等を実施することを目的とする。

3 仕様等

本特記仕様書に記載のない事項については、福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編）」によるものとする。

4 業務内容

本業務の内容は、別紙「業務委託内容」によるものとする。

5 貸与資料

発注者は、本業務に必要な図書及びその他の関係資料を、受注者に貸与するものとする。

6 打合せ等

打合せ回数は3回とする。なお、第1回打合せ及び成果品納入時には、主任技術者が立ち会うものとする。

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ① 業務報告書（3部）
- ② 成果品の電子データ（CD-ROM 1式）

※図面データの形式は監督員と協議し決定する。

8 積算基地

本業務における積算基地は、福島県庁として取り扱うものとし、積算基地の変更はしないものとする。

9 その他

(1) その他、本特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合については、

監督員と協議のうえ決定する。

(2) 本業務の成果品の著作権については、すべて福島県に帰属するものとする。

業務委託内容

1. 業務委託の範囲

本業務の委託の範囲は、以下のとおりとする。

- ・都市計画区域マスタープラン（以下、「区域マスタープラン」という）の作成及び区域区分の見直し。
 - ・対象区域は、線引き都市計画区域のうち県北、県中、会津都市計画区域（9市町）とする。
 - ・受注者は、上記を作成するため以下の業務を行うこととする。
 - (1) 計画準備
 - (2) 都市の現況の整理及び資料の作成
 - (3) 上位・関連計画の整理
 - (4) 現行区域マスの検証
 - (5) 検討委員会の資料作成等
 - (6) 地域住民懇談会の資料作成等
- なお、具体的な業務内容については、3. 業務内容による。

2. 区域マスタープラン等の見直しの概要

(1) 背景等

本県は、平成21年3月に策定した「都市と田園地域等が共生するふくしまの都市づくりビジョン」において、「都市と田園地域等の共生」を基本理念とし、区域マスタープランの見直しや都市計画運用等の根幹に据えながら持続的な都市づくりに取り組んでいる。また、3つの基本方針「都市と田園地域等が共生する都市づくり」「地域特性に応じたコンパクトな都市づくり」「ひと・まち・くるまが共生する都市づくり」を基に、賑わいと魅力のある持続可能な共生社会を目指している。

なお、浜通りについては東日本大震災及び原子力災害からの復興に向け、基本方針に「安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり」を追加し災害に強いまちづくりを目指している。

区域マスタープラン及び区域区分は、都市政策を進めていく上で基本となるものであり、可能な限り基本理念の考え方を盛り込みつつ、都市計画基礎調査の結果や社会経済情勢の変化等も踏まえながらそれぞれの都市計画区域の実情等に応じた必要な見直しを行っていく。

(2) 委員会・懇談会等

見直し作業を行う中で、「検討委員会」において有識者等に専門的な意見・助言を求めるとともに、住民参加の機会を設け、可能な限り意見の交換・集約を行う観点から、地域住民との意見交換の場として「地域懇談会」を設けることとし、それぞれ適切に運営していく。

なお、検討委員会は都市計画審議会小委員会によるものとする。

3. 業務内容

県北、県中及び会津都市計画区域マスタープランの原案作成に向け、下記の業務を行う。

(1) 計画準備

業務を行うための工程等についてとりまとめ、必要な資料を収集する。

(2) 都市の現況の整理及び資料の作成

都市計画基礎調査の結果等を体系的に整理し、区域マスタープランの見直しにあたり必要な考察を行う。そのため、下記の資料を作成する。なお、都市計画基礎調査については、福島県新都市計画基礎調査要綱（平成 29 年 5 月福島県土木部制定）に基づきデータ整備業務（GIS ソフトを使用し、市町村が作成した地図データの取りまとめ及び人口推移、産業構成、建物現況図、土地利用図等のデータ整備）を実施した（浪江、双葉、富岡、広野檜葉の各都市計画区域を除く）。

① 市町総合計画や市町マスタープラン等における目標値と現況の整理・確認

② 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しの基本的事項」（平成 22 年 3 月）の改定（改定案は平成 28 年度に作成）

※都市計画基礎調査：H29、H30 年度に双葉郡以外の市町村を対象に実施。

(3) 上位・関連計画の整理

県が定める、広域的または上位に位置付けられる計画を整理するとともに、都市計画区域を構成する市町村の都市計画マスタープランや総合計画等を整理し、区域マスタープランの見直しにあたり必要な考察を行う。

【関連計画】

- ・福島県復興計画
- ・ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン
- ・福島県国土利用計画
- ・市町村総合計画
- ・国土利用計画市町村計画
- ・市町村都市計画マスタープラン
- ・立地適正化計画
- ・商業まちづくり基本構想 等

(4) 現行区域マスの検証

(2) 及び (3) の結果と照らし合わせ、現行区域マスを検証する。

(5) 検討委員会（福島県都市計画審議会都市政策推進専門小委員会（平成 20 年 7 月 29 日設置））の資料作成等

①業務内容

- 1) 検討委員会における審議資料の作成（パワーポイントによる資料作成も含む）
- 2) 検討委員会への出席、会議議事録の作成
※会議運営経費（委員報酬、委員旅費、会場費）については、県が支払うものとする。

②開催概要

委員は7名で構成し、1回開催する。（福島市内において1回開催する。）

(6) 地域住民懇談会の資料作成等

①業務内容

- 1) 地域住民代表者（各方部 10名程度）との懇談・意見交換資料の作成（パワーポイントによる資料作成も含む）

資料の作成にあたっては、区域内の地域資源（地域固有の風土、歴史、景観、伝統文化、建造物、まち並み、祭礼等）及び保全すべき環境並びに公共交通機関の課題や中心市街地の現状等を具体的に記載し、地域住民が分かりやすく将来の都市像をイメージできるよう工夫するものとする。

- 2) 開催準備等（会場手配）
- 3) 懇談会への出席、会議議事録の作成
※会議運営経費（住民代表者への旅費、報酬費、会場費）については、県が支払うものとする。

②開催概要

今回は県北、県中、会津の都市計画区域ごとの開催とし、3回開催する。（各都市計画区域1回開催する。）

なお、参加者等については、建設事務所、市町との協議・調整により個別に決定する。（行政担当者はオブザーバーとして参加する。）